

# 広報サポート事業規約

2009（平成21）年7月

## （目的）

第1条 この事業は、特定非営利活動法人集合住宅改善センター（以下「集改センター」という）が、定款に定める①集合住宅改善に関する資料収集とデータ管理②集合住宅改善に関する各種刊行物の発行一などをサポートする目的をもって実施する。よって、この事業は、集合住宅改善に取り組んでいる企業、団体等の広報活動を多面的にサポートし、広くは集改センターの社会的な貢献に供するものである。

## （サポート品目）

第2条 集改センターは、次に掲げるサービス・役務等をサポートする。

- （1）ホームページ・ソフトウェアの企画・開発
- （2）ビデオ・映像製作
- （3）パンフレット・チラシ等の製作
- （4）テープ起こし業務

## （事業者の登録）

第3条 サービス提供事業者（以下「事業者」という）が前条の規定による事業を提供する場合は、集改センターに登録し、集改センターとの合意書を締結しなければならない。

2 サービスの質を確保するため、集改センター内の専門家が事業者を審査し、承認することとする。

## （申し込み）

第4条 企業・団体等（以下「利用者」という）が、本事業を利用するには、集改センター事務局に申し込むこととする。

## （照会）

第5条 前条の申し込みがあった場合、集改センターは、事業者に見積書の依頼を速やかに行わなければならない。

## （契約の締結）

第6条 利用者と事業者が契約締結の合意に至った場合は、双方が直接に契約締結事務を遂行するものとする。

2 契約締結後の支払いに関しても、双方が直接授受するものとする。

## （手数料）

第7条 集改センターは、手数料として、契約締結金額に対し、約定書に定めた手数料を徴収するものとする。

## （秘密の保持）

第8条 事業者は、本事業の上で知り得た利用者の事業上の秘密を他に漏らしてはならない。

(賠償責任の範囲)

第9条 集改センターは、その責に帰することができない事由によって生じた損害については、一切の責を負わないものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

附則1

この規約は、2009（平成21）年7月16日より施行する。